本件申請の対象周波数は、東経110度ＣＳ放送用周波数（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）のうち、チャンネル番号ＮＤ４（スロット番号１から12までの合計12スロットに限る。）及びＮＤ10（スロット番号13から16まで及び41から48までの合計12スロットに限る。）並びに本件申請に係る認定の時点において、当該認定の日から起算して６月を経過する日の翌日以降、衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数となることが確実な周波数になります。

なお、郵送による場合は、次の宛先に提出してください（期間内必着）。

郵送先：〒100―8926　東京都千代田区霞が関２―１―２　総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

詳細については、総務省情報流通行政局衛星・地域放送課（電話番号03―5253―5799）にお問合わせください。

平成29年９月22日　　総　務　省

沖縄総合事務局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年９月22日

沖縄総合事務局長　能登　　靖

道路の種類	路線名	区　　間
一般国道	330号	沖縄県中頭郡北中城村字比嘉西原688番１から同村字屋宜原屋宜原212番６までの下り線
一般国道	330号	沖縄県中頭郡北中城村字屋宜原屋宜原212番６から同村字瑞慶覧東後原1021番１まで

国家試験

第13回紛争解決手続代理業務試験の実施について

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第13条の３第１項及び第13条の４の規定に基づき、第13回紛争解決手続代理業務試験を次のように実施する。

平成29年９月22日

厚生労働大臣　加藤　勝信

１　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

２　試験日　平成29年11月25日（土）

３　試験科目　個別労働関係紛争に関する具体的事例について、専門的解決能力及び実践的知識を問うものとする。設問の一部については、社会保険労務士の権限と倫理に関する問題を含める。

４　受験資格　社会保険労務士法第13条の３第１項に規定する研修の修了者。

５　受験手続

⑴　受験申込み　受験希望者は、紛争解決手続代理業務試験の受験申込書（以下「受験申込書」という。）に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。

ア　社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号。以下「則」という。）第９条の４第２項に規定する研修修了証又は則第９条の５第２項ただし書に規定する研修を修了する見込みであることを証する書面。

イ　写真

⑵　受験手数料　受験手数料は、全国社会保険労務士会連合会が指定する郵便振替の口座に15,000円を払い込むことにより納付すること。

⑶　受験申込先　全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103―8347　東京都中央区日本橋本石町３－２－12　社会保険労務士会館５階　電話03―6225―4882）（以下「試験センター」という。）

⑷　申込受付期間及び申込受付時間

ア　申込受付期間　平成29年９月25日（月）から10月11日（水）まで。

イ　申込受付時間　午前９時30分から午後５時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

なお、郵送による申込みは簡易書留郵便により送付すること。この場合、平成29年10月11日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

６　受験票の送付　受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。

７　合格者の発表　合格者の受験番号は、平成30年３月16日（金）の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。

８　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。

⑵　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、受験希望者は申し出ること。

⑶　受験案内、受験申込書等の請求を郵便によって行う場合には、92円（速達の場合は372円）分切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（サイズ23.5㎝×12㎝：長型３号）を必ず同封すること。

○内閣府公告（中央労働委員会の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦）第一号

中央労働委員会の労働者を代表する委員中村正武の死去に伴い、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第十九条の三第二項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十条第一項の規定により、中央労働委員会の労働者を代表する委員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に係る四人の委員を除く。）の補欠の委員の候補者の推薦を求めることとし、推薦に係る手続を次のように定めたので、労働組合法施行令第二十条第二項の規定に基づき公告する。

平成二十九年九月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　麻生　太郎

１　労働組合法施行令第二十条第一項の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦に係る提出書類

一　別記様式の推薦書

二　被推薦者の履歴書二部

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成二十九年九月二十二日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　地図及び簿冊の名称

㈠　平成二十八年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十八年度都市部官民境界基本調査簿案

㈡　平成二十八年度山村境界基本調査図原図及び平成二十八年度山村境界基本調査簿案

二　前項㈠に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　北海道留萌市、静岡県富士市、下田市、南伊豆町、愛知県岡崎市、三重県津市、尾鷲市、朝日町、紀北町、川越町、大阪府大阪市、大分県大分市、宮崎県延岡市の一部

三　第一項㈡に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　山形県飯豊町の一部

四　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）

五　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで

六　閲覧場所　第一表及び第二表のとおり

三　中央労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書

四　推薦に係る労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書

２　推薦書類の提出期限

平成二十九年十月二十五日

３　推薦書類の提出先

厚生労働省労働基準局労働関係法課

（〒一〇〇―八九一六　東京都千代田区霞が関一―二―二　中央合同庁舎第五号館）

別記様式

平成　　年　　月　　日

内閣総理大臣　安倍　晋三　殿

労働組合名（代表者名）

印

中央労働委員会の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について

労働組合法第19条の３第２項及び労働組合法施行令第20条第１項の規定による中央労働委員会の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏　名	年齢	現　　職	略歴	備　考